Nara Women's University

老人福祉施設で生活する高齢者の社会交流と生活圏 域に関する研究

メタデータ	言語: Japanese
	出版者: 齋藤功子
	公開日: 2012-05-25
	キーワード (Ja): 家族, 高齢化社会, 高齢者, 社会, 生活圏,
	老人福祉施設
	キーワード (En):
	作成者: 齋藤,功子
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/3042

1-1 本研究の目的

老人福祉施設で生活する高齢者の社会交流および生活圏域の実態を把握し、それらを規定する要因を析出・考察することにより、生活の場にふさわしい老人福祉施設の計画に際する基礎資料となり得ることを目的とする。

1-2 本研究の背景

1-2-1 高齢化社会の進展と老人福祉施設の整備

現在、わが国において進みつつある人口構造の高齢化の特徴として、第一には高齢化への変化が急激であること、第二にはその中でも後期高齢者¹⁾ の増加が著しいこと、第三には高齢者の属する世帯における単独世帯や核家族世帯の増加があげられる。また、高齢化の特徴を地域別にみると、高齢化の進展状況は現在のところ大都市圏で低く、地方圏で高くなっているが、高度成長期に大都市圏に流入した団塊の世代が高齢期を迎えることもあって、今後、大都市圏での高齢化が急速に進むと予測されている²⁾。

高齢化社会が社会問題として認知される背景には、介護を必要とする高齢者の増加の問題がまずもってあげられ、1995年(平成7年)現在、65歳以上の高齢者は1,826万人であり、そのうち約200万人が何らかの介護を要するとされ、2025年(平成37年)には介護を必要とする人数は520万人にのぼると推計されている³⁾。国民の意識の面においても、高齢期の生活不安として「自分や配偶者の身体が虚弱になり病気がちになること」、「自分や配偶者が寝たきりや痴呆性老人になり介護が必要になったときのこと」という項目を、回答者の約50%が選択しているのである⁴⁾。

こういった高齢化社会の本格的な進展に対応を図るため,「高齢者の保健福祉の分野に おける公共サービスの基盤整備を進めることとし,在宅福祉,施設福祉等の事業について, 今世紀中に実現を図るべき10か年の目標を掲げ、これらの事業の強力な推進を図ることとする」という高齢者保健福祉推進10か年戦略(通称:ゴールドプラン)が1988年(昭和63年)に策定された。

現在,老人福祉法に規定される老人福祉施設は,主として入所施設と利用施設(通所施設とも呼ばれる)に区分され,入所施設は主として特別養護老人ホーム,養護老人ホームおよび軽費老人ホームの3種類に分類され,特別養護老人ホームと養護老人ホームは措置施設であるのに対し,軽費老人ホームは個人と施設との契約により入所決定する。また,養護老人ホームは入所要件に市町村民税均等割のみ課税以下という経済的理由が必要であり,軽費老人ホームは低所得者層の高齢者を対象とするなど,施設種別により入所要件は異なっている。また,身体状況により対応する施設を区分するならば,重度の介護を要する場合は特別養護老人ホーム,中度は養護老人ホーム,軽度は軽費老人ホームと概ね区分されている。

施設 創設 事業名 施(定員)数 所 要 件 等 区分 年度 原則として65歳以上の者で、身体上又は精 3, 201 特別養護老人ホーム 1963 神上著しい障害があるため常時介護を必要 (220, 916)(S38)とし居宅でこれを受けることが困難な者 原則として65歳以上の者で、身体上、精神 養護老人ホーム 1963 (67, 219)上又は環境上の理由及び経済的理由により (S38)居宅で生活することが困難な者 老人 軽費老人ホーム 家庭事情等により居宅で生活困難な者(収 252 1963 入が一定範囲のものであること, 日常生活 (15, 152)(A型) (S38)施設 が自立して行えることが必要) 家庭環境, 住宅事情等の理由で居宅で生活 軽費老人ホーム 1971 38 困難な者 (ただし、自炊が原則であるの (1,808)(B型) (S46)で、これが可能な程度の健康状態であるこ 身体機能の低下、高齢等のため居宅での生 261 軽費老人ホーム 1989 活に不安があり、家族の援助がない者。た (ケアハウス) (10, 706)(H元) だし、日常生活が自立して行える者

表1-1 老人福祉施設(入所施設)の概要

1963

(S38)

民間

施設

有料老人ホーム

上記老人ホームの入所要件に該当しない者

や,公的な施設に入ることを望まない者

200

(19, 936)

[〈]注記〉・厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課・老人福祉振興課監修『老人福祉のてびき(平成4年度版)』を参照して作成した。

[・]施設数,定員は,『厚生白書(平成9年版)』による。(但し,有料老人ホームについては,浅野仁/田中荘司編集『日本の施設ケア』,中央法規,1995年による。)

1998年(平成10年)を整備目標年度とするゴールドプランにおいては、施設の緊急整備課題(施設対策10か年事業)の内、老人福祉施設に関しては特別養護老人ホーム24万床、軽費老人ホームの内のケアハウス10万人分が目標とされており、その後、1994年(平成6年)における見直しにより(通称:新ゴールドプラン)、特別養護老人ホームについては、目標が24万床から29万床に引き上げられている。このような中で、最近10年間の老人福祉施設の推移についていえば、特別養護老人ホームの建設数は毎年100施設以上にのぼるが、養護老人ホームおよび軽費老人ホーム(ケアハウスを除く)については微増にとどまり、老人福祉施設の量的整備は特別養護老人ホームを中心として進められてきている。

1995年 (平成7年) 現在における施設数および入所定員は,特別養護老人ホームは3,201施設 (220,916人),養護老人ホームは947施設 (67,219人),軽費老人ホームについては551施設 (27,666人)を数えている⁵⁾。

1-2-2 老人福祉施設の歴史的変遷

わが国の社会福祉事業は、その根拠法として、「生活保護法」「児童福祉法」「母子及び寡婦福祉法」「老人福祉法」「身体障害者福祉法」「精神薄弱者福祉法」のいわゆる福祉六法がその主要なものであり、そしてこれらの社会福祉の組織および運営上の準則等を規定したものとして社会福祉事業法がある。社会福祉施設とは、社会福祉各法および社会福祉事業法に基づき事業実施を行う施設のことを総称するものであり、老人福祉施設とは老人福祉法に根拠を置いた施設をいう⁶⁾。この老人福祉施設は、その利用形態から入所施設と利用施設に区分され、本節では老人福祉施設の内、入所施設を対象に歴史的変遷を概観することとする。

いわゆる老人ホームの前身となるのは戦前の養老院であるが、高齢者だけを「収容」対象とした施設が整備されたのは、明治時代の中頃、聖ヒルダ養老院の設置に始まる(1895年:明治28年)。今世紀初頭は養老事業の黎明期となるもので、養老院創設の意義は、老若や病人等の区別なく収容するという混合収容救護の施設から、高齢者を対象とした保護や援助を目的とする施設が設置されることにより、高齢者が福祉の対象者であり「独自の生活援助課題や方法があることを明らかにした」でことにあるといえる。大正時代において養老事業は拡大し、救護施設・孤児院から養老院および施設内養老部が分化・創設されてきたが、「養老院の居室は5人、10人の雑居」®であった。明治時代において、高齢者をも福祉の対象として政策化したのは、今日の生活保護法の源法となる1974年(明治7年)

の「恤救規則」(太政官通達)であるが、当時は現在とは社会体制のまったく異なる旧民法下におけるものであり、窮民救助を趣旨とするこの規則が対象とする高齢者は、「極貧の70歳以上で重病か老衰で働くことができない者であって、かつ家族が70歳以上か15歳以下で重病か老衰である」。というケースに限定されていたのである。つまりは、「当時の大多数の老人にとっては、まったく無縁の福祉制度」100であった。1925年(大正14年)、関東大震災により身寄りを失った高齢者保護を目的に、皇室の援助金および国民の寄付により、近代的設備を整えた総合養老院である浴風園が創設され、そこでは「業務組織の緻密さ、処遇観においては個別処遇の大切さや、医療と福祉(生活や心の慰安)の統合が必要である」110との考えに基づき実践され、「当時の他の養老院とは抜きん出て、近代的な姿」110をしていた。

昭和時代になって救護法が制定されたことにより(1929年:昭和4年,施行は財政的理由により3年後),それまで「国家による公的救済の及ばぬ事業として、民間の慈善事業家・社会事業家・地方庁に委ねられていたものが、公的救済の施設として社会的な位置をしめることとなった」 121 のである。つまり、救護の実施主体を市町村長とし、国および県に補助義務を規定することで行政の役割を明確にするとともに、救護施設という入所施設、すなわち孤児院等とともに養老院を規定し、65歳以上の自立できない老衰者で扶養義務者がいない場合等、最後の生活の場として入所させるとしたのである 131 。養老院の施設新設にも補助金が交付されるようになり、養老院の設置は拡大していくこととなった。しかしながら、救護施設の法的位置づけは、法理念上、居宅における保護を原則としているため、救護施設の法的位置づけは、法理念上、居宅における保護を原則としているため、補完的な役割に置かれたものといえ、困窮者のみが救護法の対象となった。そのため、施設への収容者の全員が同法の適用を受けるものではなかった。

施設数の増減に関していえば、1911年 (明治44年) においては高齢者を収容救護する救護施設を含めての養老院数は17施設、1923年 (大正12年) は32施設であったが、1929年 (昭和4年) は養老院のみで48施設、1933年 (昭和8年) は85施設、1940年 (昭和15年)では131施設へと拡大していったが、戦時下において施設数は減少するところとなり、1945年 (昭和20年) には養老院の数は75施設となった。

第2次世界大戦後の1946年(昭和21年),戦後の混乱が継続するという状況の中で,戦前からの救済関係諸立法の全面見直しが行われ,旧・生活保護法が公布された。この法は,戦前の救護法と比較して,最低生活の保障を国家責任とするという画期的な内容であったが,施設面では問題を有すものであった。具体的には,名称を保護施設としてのみ定め,

施設種別を1種類としたため、施設は混合収容施設となったのであり、戦前の「分類収容方式の行政体系からは、一歩後退することになった」 ¹⁴⁾ のである。その後、1949年(昭和24年)の社会保障制度審議会「生活保護制度の改善強化に関する件」という勧告の中で、「保護施設の種類及び定義を法律において明らかにしなければならない」とし、分類入所方式を前提とした指摘を行うに至った。1950年(昭和25年)、旧・生活保護法は大幅な改定がなされ、新・生活保護法が制定された。この新・生活保護法において保護施設は6種類に分けられることとなり、養老院は「養老施設」と名称変更され、施設保護収容を行う施設の中でも「老衰のため独立して日常生活を営むことのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする」施設と定義されたのである。入所者は、生活保護の被保護者に限定され、福祉事務所を通じて措置される形態となった。養老施設は、公設・公営原則に基づいた施設として急速に増設され、新・生活保護法の制定当時は170施設であっのが、10年後の1960年(昭和35年)には607施設を数えるに至っている。

また、1961年(昭和36年)には養老施設と有料老人ホームの谷間にある低所得の高齢者を対象として、住居とケアを提供することを目的とした軽費老人ホームの整備に関して国の補助金が予算化され、翌年の1962年(昭和37年)には全国老人福祉事業関係者会議において、早急に看護ホーム(ナーシングホーム)を設置すべきであるとの決議がなされた。戦後の混乱期を経た経済社会の安定化、高齢者人口の増加傾向、産業構造の変化に伴う過密過疎問題、核家族化、老親扶養意識の変化などが背景となりながら、政治・行政を含め関係各方面で老人福祉への関心が高まることとなったのである。

1963年(昭和38年),老人福祉法が制定されることとなった。同法の制定によりこれまでの収容施設としての養老施設は,入所施設としての「養護老人ホーム」「特別養護老人ホーム」および「軽費老人ホーム」の3種に体系化され¹⁵⁾,老人ホームへの入所措置は「保護の措置から福祉の措置として実施されるという思想的に大きな転換」¹⁶⁾が行われたのである。老人ホームへの入所措置の目的は,貧困や家族がないために自宅では生活できない老人の生活扶助を行うということに加え,「老化による心身の虚弱化によって日常生活が困難になっている高齢者に対する援助の役割や住宅の問題,家族関係により自宅で同居が困難である高齢者のかかえる,生活上の問題を広くとらえて,援助・解決しようという役割を持つことになった」¹⁷⁾のである。

老人福祉法制定後において、新たに設けられた施設種別をみると、1971年(昭和46年)、 ひとり暮らしの老人が公営住宅に入居する資格がなかった状況に配慮し、老人ホーム対策 の中で住宅対策を行うとして軽費老人ホームB型が創設され¹⁸⁾, 1989年(平成元年)の中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会意見具申「今後の老人ホームのあり方について」を受けては、ケアハウス¹⁹⁾が創設されるに至っており、老人福祉施設の内の現在の入所施設の種別は前節において整理のとおりである。

また,1972年(昭和47年)の厚生省老人福祉専門分科会提言「老人ホームのあり方」から 10数年を経た1986年(昭和61年),老人福祉法の条文の表記が「収容する」から「入所す る」に改正された。

1-2-3 高齢者の生活の質と社会交流の位置

高齢者の心身機能は一般的には加齢に伴い低下は避けられないものであり、心身機能が低下することは、環境からの影響をより強く受けることを意味するものである。居住環境としての住宅・施設、および地域社会からの影響はもちろんのこと、「老年期に特徴的な社会的相互作用の縮小は、老人の意に反して社会の側が退く結果」²⁰¹、さまざまな対人交流においても制約を受けるところとなる。これらが集中する結果として、高齢者が住宅・施設内で過ごす生活は、他の世代に比して長時間化することはよく知られており、1982年に開催の国連・高齢者問題世界会議ではこの点を捉えつつ、高齢者問題国際行動計画の「64. 住宅と環境」において、「住宅は高齢者の生活の質に大きな影響を及ぼす」と決議している。

ところで、高齢者の身体機能の状態把握や機能回復目標は、ADL(activities of daily living:日常生活動作能力)という指標に置かれているが、このADLという概念は、本来、障害者を対象としたリハビリテーション医学の分野で確立したものである。ADLの改善・自立、すなわちADLを介助から自立にすることに機能回復の目標設定がなされ、そのことが社会的に自立するための前提と考えられてきた。つまり、「リハビリテーション医学の世界では、ADLの自立が達成されて初めて、"社会的不利"の克服(職業的自立など)も可能になるという段階的理解が支配的」²¹⁾であったのである。しかし、このような段階的理解に対して、1970年代以降、アメリカに端を発した重度身体障害者の自立生活(independent living)運動等²²⁾により、「アメリカの身体障害問題の歴史、あるいはリハビリテーションの歴史に全く新しい局面」²³⁾が開かれることとなり、1980年代前後より、リハビリテーションの目標・理念は、国際的にも旧来のADLの自立からQOL(quality of life:生活の質あるいは人生の質)の向上へと転換・発展を遂

げ、前述の国連決議もこのようなことが背景となるものである。QOLはADLよりも多元的な概念であり、その構成因子として「ADLに加えて、労働・仕事、経済生活、家庭生活、社会参加、趣味、文化活動、旅行・レジャー活動、その他」²⁴⁾が提唱されている。もっともQOLはリハビリテーションに固有の概念ではなく、QOLの厳密な定義は定まっていないのが現状であるが²⁵⁾、社会福祉の分野においても「生活の質(QOL)という概念の重要性が強調されるようになってきている」²⁶⁾のであり、『厚生白書』(平成9年版)においても、「介護を要する状態となっても、高齢者自身の希望が尊重され、その人らしい、自立した生活が送られるような、生活の質(QOL)の維持・向上を目指した施策が求められている」としている。

このようにADLからQOLへの変化を辿るならば、高齢者の生活の質に関し、QOLを構成する諸因子(ADLに加えて、労働・仕事、経済生活、家庭生活、社会参加、趣味、文化活動、旅行・レジャー活動、その他)の重要性を理解することができるとともに、ADLを除くQOLの構成因子は、高齢者の生活の質に深く関わる対人交流を含む社会交流の場面として総括することができるのである。

高齢化社会の出現を社会環境の構造的変化として捉える立場からは,「高齢化は個人レベルでの欲求充足実現の,社会レベルにおける意図せざるを得ない逆機能効果であるが,個人にとっては高齢者の役割喪失というかたちで欲求充足の剥奪を結果する」²⁷⁾というマクロ的視点が提示されている。しかしながら,「近隣と友人は高齢者に残された最後の役割構造・維持・回復・強化の基盤である」²⁸⁾といえるだけに,高齢者にとって対人交流を含む社会交流は重要な位置にあるといえ,人間は他者との交わりの中で人間としての発達を遂げ,意味のある人生を送ることができるといえよう。

1-2-4 社会交流からみた老人福祉施設の課題

既述のとおりの老人福祉施設の整備に先立ち、1977年(昭和52年)、中央社会福祉審議会は「今後の老人ホームのあり方について」という意見具申を行ない、老人ホームの地域開放の重要性、いわゆる「施設の社会化」を強調している。このことの意義として、第一には「老人ホームの入所老人の生活も地域社会の一員として行なわれるべきものである」という、老人ホームがとかく陥りがちとされる閉鎖性、隔離性の打破を図るということ、第二には第一の目的を達するために「老人ホームが有する有益な機能を地域住民にも供与することで、施設としての疎外状況を払拭する」という施設の専門的機能の活用、地域開

放が求められるという意義と課題を明らかにしている。

この内、施設の専門的機能の地域への開放という側面では、ショート・スティ事業、食事サービス事業、機能回復訓練事業、入浴サービス事業等の方策を地域開放の具体的内容として述べている。地域開放の具体的方策に関し、特別養護老人ホームを例として事業実施の施設状況の変化をみるならば、1982年(昭和57年)から1987年(昭和62年)の5年間でショート・スティ事業については47.0%から81.9%へ、ディ・サービス事業については4.4%から15.5%へと上昇している²⁹。施設の専門的機能の地域への開放という面では、その課題は着実に実現されつつあるといえるのである。

ところで、先の提言において「施設の社会化」の第一の観点としてあげられている老人ホーム入所者の「社会化」という点に関しては、入所者の生活の閉鎖性や隔離性がどのように克服されつつあるかについて、重要な関心を払わざるを得ないところである³゚゚。このことに関し、全国社会福祉協議会おいては社会化の実態を把握するために、「入所者の地域団体への参加」「趣味活動・行事を通じての住民との交流」「地域の行事の積極的参加」等の設間項目からなる調査を実施している³¹゚。しかしながら、この調査は施設を調査対象としており、施設に入所する個人を調査対象として設定していないため、地域社会との交流事業に関し施設を単位とした実施状況については把握可能であるが、入所者個人の社会化の実態については明らかとなるものではない。つまりは、老人福祉施設で生活する高齢者の生活の質に関し、社会交流の側面からの実態把握は施設単位の交流実態としてのみ把握され、生活者としての高齢者個々人に焦点をあて、高齢者の社会交流の側面からの実態把握がなされていないのが現状といえるのである。

老人福祉施設で生活する高齢者の場合であれ、在宅の高齢者の場合であれ、「住まいは人間が生きるためには、必要不可欠の空間、一生を過ごす舞台に相当する場」³²⁾であり、「その場は人間の基本的欲求の充足とともに、より豊かな人間的な生活を目ざして、文化的、社会的な役割をも担って」³²⁾いるものである。そのため、老人福祉施設で生活する高齢者の社会交流のあり方は重要なものといえよう。

1-3 既往研究の系譜

介護を必要とする高齢者を対象とした研究は、高齢者が生活する場により整理すること ができ、大きくは在宅の場合と施設入所の場合に分けられ、施設入所はさらに老人福祉施 設の場合と有料老人ホームの場合に分類できる。

在宅の要介護高齢者を対象とする研究において、要介護高齢者の生活実態という視点から、在塚³³³、片岡ら³⁴、の研究は居室内での生活行動に関する複合化の実態を明らかにしている。高齢者の住居内における事故防止を目的とした研究では、水野ら³⁵、、宮野ら°⁵、の研究の蓄積がみられる。また、水野ら³⁵、は要介護に至る過程における住環境要因の分析などを通じて、要介護高齢者の生活圏域の狭域化の実態を明らかにしている。この生活圏域の狭域化に関しては、高齢者の身体状況とともに介護者の介護力が影響し、住宅面積や構造も生活圏域の狭域化に関連するという知見も得られている³⁵。

次に、施設に入所する高齢者を対象とした研究の内、老人福祉施設の場合について概観することとする。

老人福祉施設の入所者を対象とした研究では、中ら³³)の排泄ケアや入浴ケアからみた介護動線に関する研究、梁ら⁴⁰)の介護業務の内容からみた施設計画等、主として介護者の側からみた研究の蓄積がある。荒木ら⁴¹¹)、鈴木ら⁴²)は、痴呆性老人を対象とした研究において分離・統合処遇の施設計画に言及し、足立ら⁴³¹⁴¹)なり、狩野ら⁴゚゚は視角情報の研究をとおし、痴呆性老人にとって空間認知の容易な施設計画への知見を見出している。また、施設高齢者の生活面に視点を置いた研究では、高坂⁴¹¹)、在塚ら⁴³¹, 橘ら⁴蚐の居室における住み方や個人領域の形成に関する研究。柿沢ら⁵⁰)の共用空間の滞在状況に関する研究等、居室配置や共用空間の計画に資する研究の蓄積がみられる。児玉の一連の研究・10520531では、老人福祉施設の建築条件が入所者の心理面に与える影響を入所者の建築クレームから考察し入所者の環境適応と建築計画を検討している。渡邊ら⁵⁴)の視認反応からみた落ち着きと活気のある施設計画や、井上ら⁵⁵)の個室型特養の在室時間からみた個室の優位性に関する研究等、入所者の生活の質に注目した研究も展開されている。

以上に述べた老人福祉施設に入所する高齢者を対象とした研究は、施設内の空間を対象とした研究であるといえ、また、近年の特別養護老人ホームの量的拡大を背景に重度の介護を必要とする高齢者を対象の中心に置き、研究の蓄積がなされていることに特徴がある。

一方,施設に入所する高齢者の社会交流や生活圏域に関連する研究に関し、老人福祉施設を中心に概観すると、老人福祉施設の社会化や地域化を論じた研究では、在塚⁵⁶⁾は、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームの3施設種別を対象に、つきあい圏と外出行動および地域住民への施設開放、住民交流、地域住民へのサービス機能の側面から考察し、小滝ら^{57) 58)}は、3施設種別の面会頻度、入退所先、施設行事の開催状況と

行事への地域住民の参加,外出状況を論じている。筧ら⁵)は、3施設種別に施設空間の開放程度から施設類型について考察を行っている。以上の研究は、全国社会福祉協議会等による「全国老人福祉基礎調査報告書」(1988年)と同様に、施設を調査の対象としており、入所者個人を対象としたものではない。

また、施設入所を在宅からの転居として捉えた大原ら⁶⁰⁾ は、軽費老人ホーム入所者を対象とし、社会活動性を面会・外出・施設外団体への参加の側面より捉え、施設への入所に至る要因から考察、分析を行っている。鈴木ら⁶¹⁾ は、軽費老人ホーム入所者と在宅高齢者の外出行動と子供・友人との接触頻度に関し比較を行い、軽費老人ホーム入所者の方が在宅高齢者に比して、子供・友人との接触頻度が少ないことを明らかにし、その理由を施設への転居によるものと考察している。生活圏域を構成する外出行動に関しては、高橋ら⁶²⁾ の養護老人ホーム入所者を対象とした歩行障害の有無による外出特性や、竹嶋⁶³⁾ の有料老人ホーム入所者の外出行動に関し施設の立地条件から論じた研究等がみられる。リハビリテーションとADLの関係を論じたものでは、特別養護老人ホーム入所者を対象とした無漏田ら⁶⁴⁾ の研究がある。

隣接領域としての老年社会学の分野においては、川崎 65)、下仲ら 66)による施設入所後の入所者の適応の問題、浅野ら 67)、新野ら 68)の老人ホーム入所者の生活満足度やモラールの要因分析、長田ら 69)、竹川ら 70)の入所者の心理的側面からのアプローチによる研究等の蓄積があり、ほぼ共通して健康状態やADL、社会活動等がモラールや生活満足度、適応に関わるとの知見が得られている。これらの研究過程においては、分析視角に施設入所者の社会交流を置くものもある 71)。ソーシャルネットワークやソーシャルサポートネットワークの形成に関する研究では、別居子・親戚・友人等とのソーシャルネットワークの形成には、性・年令・家族形態等の相違が関わるとの知見も得られている 72 (73) 74 (75) 。

以上のとおり老人福祉施設に入所する高齢者を対象とした既往研究を中心に概観してきたが、老人福祉施設の入所者を対象とし、入所者の施設内外にわたる社会交流や生活圏域に関して、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームの3施設種別をあわせて考察した研究はみられない。

1-4 本研究の位置づけ

近年の老人福祉施設の建設は、ゴールドプランで整備目標が明確となる特別養護老人ホームが中心であり、養護老人ホームおよびケアハウスを除く軽費老人ホームに関しては、建設がいわば凍結された状態にある。老人福祉施設入所者を対象とした研究においても、身体的あるいは精神的状態により重度の介護を必要する特別養護老人ホーム入所者を対象とした研究は多いが、養護老人ホームや軽費老人ホーム入所者に関する研究については、近年の施設の整備状況を反映してか蓄積が充分であるとはいえないのが現状である。

しかしながら、施設に入所する高齢者の身体状況は様々であり、どのような老人福祉施設であれ、身体状況に応じた適切な介護や処遇が必要とされるため、施設体系に即した研究の継続は必要であるものと考える。建築学における老人研究に関し、「施設の種別・制度のメニューは次々と設けられるので、研究も豊富になってくる。次第に、施設種類別・制度別・あるいは単位空間別の研究に分断化されてきた。」という指摘もあるがでい、老人福祉施設のあり方の一側面として提言された地域開放の重要性、すなわち施設の社会化については、施設の専門機能の地域開放という側面においては具体的な進捗状況が見てとれるのに対し、施設に入所する高齢者の社会化に関する調査・研究の蓄積は十分なものであるとはいいがたいため、施設種別を単位とした研究の蓄積が求められるものと考える。

したがって、老人福祉施設で生活する高齢者の社会化に関し、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームの3施設種別にわたり、入所者の社会交流および生活圏域の実態を把握し、それらを規定する要因を析出・考察することは、生活の場にふさわしい老人福祉施設の計画に際する基礎資料となり得るものであると考える。

1-5 本研究の方法

老人福祉施設で生活する高齢者の社会交流および生活圏域の実態を把握するため、入所者を対象とした調査を行ない、その調査結果および施設の居室条件・立地条件等との関連をもとに考察を進めていくこととする。社会交流については、老人福祉施設の課題として指摘されている入所者の社会化の視点を踏まえ、社会交流を老人会活動・趣味・スポーツなどの社会活動および家族・友人などとの対人交流と捉え、それぞれ施設内外にわたる活動と対人交流を指標とし、調査を行うものとする。生活圏域については、入所者の身体移動圏域と捉え、施設内における居室外行動および施設外への外出行動を指標とした調査を

行うものとする。身体移動圏域 に施設内の空間である居室外を おいたのは,重度の介護を必要 とする入所者への対応を図るこ とが必要であると考えるからで ある。社会交流の構成要素を生 活圏域の空間構成に対応させ, 図1-1に模式図として示した。 なお,社会交流は,身体移動を 伴う施設内外にわたる活動と密 接な関連を持つものと考えられ

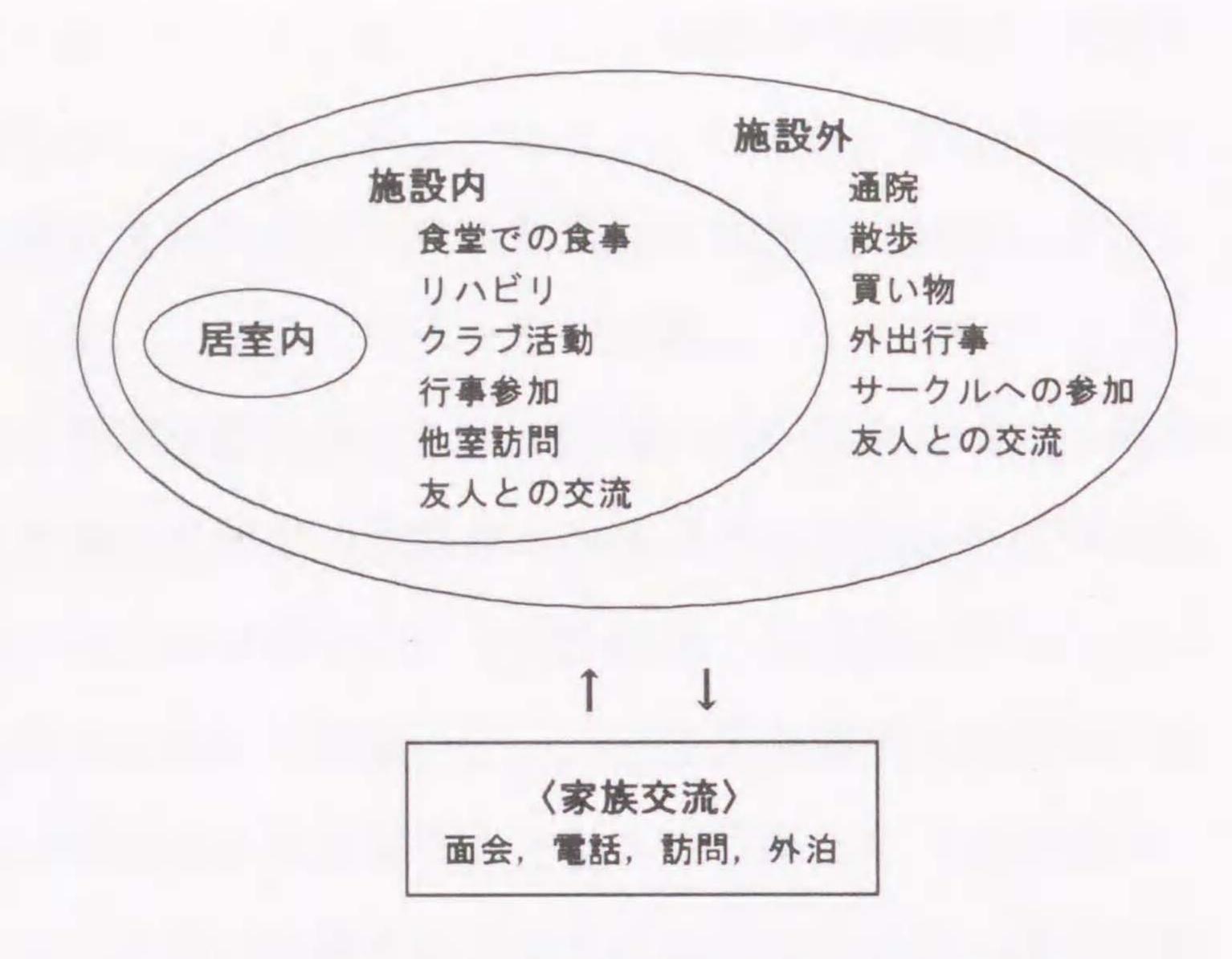


図1-1 社会交流と生活圏域に関する模式図

るため、結果の考察に際しては留意することとする。

具体的な調査の方法は、調査対象者の属性、入所期間、身体状況、前住地および前記の指標に関する設問等により構成されるアンケート調査を行なうこととする。調査実施施設の設定に関しては、老人福祉法における施設体系に基づき、施設種別を特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームの3種とすることとした。軽費老人ホームに関しては、A型、B型およびケアハウスの3種があるが、A型を調査実施施設とすることとする。A型を選定する理由は、B型はA型とは異なり自炊タイプであり、施設数・入所者数ともに僅少であるため、ケアハウスは法改正により整備がなされてからの年数が浅く、入所者の入所年数の点において得られるデータが均質のものとなる可能性が高いことから、軽費老人ホームについてはA型のみを対象とし、軽費老人ホームにおける調査対象実施施設に混在のないようにすることとした。

また、施設の立地条件による分析を可能とするため、人口規模の異なる都市から調査実 施施設を選定することとする。

なお、アンケートの設門構成に関し、施設種別により調査対象者の身体状況は相当な相違があるとされているため、施設種別ごとに設問内容の工夫を図ることとする。また、アンケートの記入・回収方法についても、施設種別および調査対象者の身体状況を踏まえた工夫を図ることとする(詳細については各章に記す)。

調査実施施設ごとの調査概要は次のとおりである。

I 軽費老人ホーム入所者を対象とした調査

調查施設:滋賀県 1施設, 大阪府 2施設, 奈良県 2施設, 計 5施設

(滋賀県郡部 1施設, 大阪府下 2施設, 奈良市内 2施設)

調査総数:231人

調査時期:1994年4月~9月

Ⅱ 養護老人ホーム入所者を対象とした調査

調查施設:京都府 1施設, 滋賀県 3施設, 計 4施設

(京都市内 1施設, 大津市内 1施設, 滋賀県郡部 2施設)

調査総数:208人

調査時期:1996年5月~7月

Ⅲ 特別養護老人ホーム入所者を対象とした調査

調査施設:京都府 10施設

(京都市内 3施設,京都府下 7施設)

調査総数:622人

調査時期:1992年9月~11月

1-6 本論文の構成

本論文は7章からなっており、その構成は図1-2に示すとおりである。

第1章では、本論文の目的、研究の背景および方法を示すとともに、関連する既往研究 を概観し、本研究の位置づけを明確にする。

第2章では、軽費老人ホーム入所者を対象とし、入所者の社会交流と生活圏域を、施設内外の交流と外出行動の側面より捉えることとする。施設内交流は行事・クラブ参加・友人交流を指標とし、施設外交流はサークル参加・友人交流、外出行動は頻度と手段をそれぞれの指標としアンケート調査を実施し、実態把握を行うとともにそれらの規定要因を明らかにする。

第3章では、養護老人ホーム入所者を対象とし、入所者の社会交流と生活圏域に関し軽 費老人ホーム入所者と同様の指標を用い、面接聞き取り調査を実施し、実態把握を行うと ともにそれらの規定要因を明らかにする。

第4章では、特別養護老人ホーム入所者を対象とし、入所者の社会交流と生活圏域について、居室外行動の側面より捉えることとする。居室外行動を測る指標としては、食事場所・衣服様態・行事参加・クラブ参加・リハビリテーション参加および外出行動を設定し実態把握を行うとともにそれらの規定要因を求める。

第5章では、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、それぞれの入所者の家族交流に関して検討する。軽費老人ホーム・養護老人ホームでは面会(家族が施設を訪問)・訪問(入所者が家族宅を訪問)・外泊および電話でのやりとりの側面から家族交流の実態を把握することとし、特別養護老人ホームでは面会・外泊の側面から実態把握を行うとともに、家族交流を規定する要因について考察する。

第6章では、軽度の介護を必要とする軽費老人ホームおよび中度の介護を必要とする養護老人ホームを対象にして、施設種別の比較をとおし社会交流と生活圏域に関する考察を行う。また、社会交流の活性化と生活圏域の広域化が入所者に与える影響について重度の介護を要する特別養護老人ホーム入所者を対象とし検討を行うこととする。

第7章では、結論として本研究をまとめるとともに今後の課題について述べる。

第1章序論

研究目的・背景、既往研究の系譜、本研究の位置づけ、研究方法

〈施設種別にみた社会交流・生活圏域の実態と規定要因に関する分析〉

第2章 軽費老人ホーム

調査対象施設の概要調査対象者の属性

施設内交流の実態と規定要因施設外交流の実態と規定要因外出行動の実態と規定要因外出行動の実態と規定要因内外交流による入所者類型化まとめ

第3章 養護老人ホーム

調査対象施設の概要調査対象者の属性

施設内交流の実態と規定要因施設外交流の実態と規定要因外出行動の実態と規定要因外外交流による入所者類型化まとめ

第4章 特別養護老人ホーム

調査対象施設の概要 調査対象者の属性 居室外行動の実態と規定要因 ADL・痴呆症状・問題行動 の変化 まとめ

〈家族交流の側面からみた検討〉

第5章 老人福祉施設入所者の 家族交流

軽費・養護入所者の家族交流の頻度と規定要因

軽費・養護入所者の家族交流の相手 特養入所者の家族交流の実態と規定要因 まとめ

〈施設種別間の比較検討等〉

第6章 社会交流と生活圏域についての総合的分析

軽費・養護入所者の社会交流と生活圏域の 比較

社会交流・生活圏域が入所者に与える影響 社会交流・生活圏域を規定する諸要因の 関連

第7章 結論

〈注記〉

図中の特養は特別養護老人ホーム, 養護は養護老人ホーム, 軽費は軽費老人ホームを表す。

図1-2 本論文の構成

【注および引用文献】

- 1) 65歳以上が高齢者として位置づけられ、65~74歳は前期高齢者、75歳以上は後期高齢者とされる。老人福祉法では老人(高齢者)の年齢を直接的には規定していないが、同法中の介護の措置等の条文において対象者の年齢を65歳以上と規定している。
- 2) 経済企画庁総合計画局編, 地域高齢者福祉システム研究会: 『21世紀の高齢者と地域福祉システム』, ぎょうせい, 1989年
- 3) 『厚生白書』 (平成9年版), 財団法人厚生問題研究会, 1997年
- 4) 総理府「高齢期の生活イメージに関する世論調査」,1993年
- 5) 『厚生白書』(平成9年版), 財団法人厚生問題研究会, 1997年
- 6) 老人福祉法第5条3において、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センターおよび老人介護支援センターが老人福祉施設として規定されている。有料老人ホームは、同法にその定めはあるが(第29条から第31条の4)、老人福祉施設には該当しない。
- 7) 小笠原祐次:『介護の基本と考え方』,中央法規出版,1995年,P5
- 8) 小笠原祐次:前掲書に同じ、P8
- 9) 加藤博史:老人福祉のあゆみ,大塚保信・加藤博史・北村由美・斉藤千鶴・杉本敏夫・中田智恵海『老人福祉論』所収,晃洋書房,1990年,P64
- 10) 田中荘司: 老人福祉の政策体系, 三浦文夫・忍博次編『講座社会福祉第8巻 高齢化社会と社会福祉』所収, 有斐閣, 1983年, P50
- 11) 小笠原祐次:前掲書に同じ、P8
- 12) 小笠原祐次:社会福祉施設と社会福祉職員の養成・確保,三浦文夫・忍博次編『講座社会福祉 第3巻 社会福祉の政策』所収,有斐閣,1982年,P219
- 13) 吉永清は、日本の社会福祉制度の特質の淵源を恤救規則に求め、救護法は「労働能力ある者と 扶養義務者のある者を除外した点で、救護法は恤救規則の嫡子であり、同質のものであった。」 としている。

吉永清:日本の社会福祉前史,今岡健一郎・星野貞一郎・吉永清『社会福祉発達史』所収, ミネルヴァ書房,1973年,P286

- 14) 田中荘司:前掲書に同じ, P53
- 15) 老人福祉法制定の前年,厚生省の次年度予算との関係調整においては,老人ホーム体系に看護 老人ホームを含むものであったが(老人福祉法案要綱),同法成立の結果,医療機能を備えた看 護老人ホームは実現に至らなかったものである。

岡本多喜子: 『老人福祉法の制定』,誠信書房,1993年,P160

- 16) 田中荘司:日本における施設ケア制度,浅野仁・田中荘司編『日本の施設ケア』中央法規出版,1995年,P262
- 17) 小笠原祐次:前掲書に同じ、P22
- 18) 建設省は、1980年(昭和55年)に公営住宅法を改正し、ひとり暮らしの老人も入居できることとなった。
- 19) ケアハウスは軽費老人ホームの中に位置づけられるものであるが、軽費の経営主体は地方公共団体または社会福祉法人と「軽費老人ホームの設備及び運営について」(厚生省社会局長通知)

において規定されているのに対し、ケアハウスの経営主体は公益法人(財団法人、社団法人)、 農業協同組合、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会、及 び医療法人と同通知の中で規定されている。

- 20) Atchley R.C.: Activity theory, Maddox G.L., et al. (ed.) The Encyclopedia of Aging, 5, Springer publishing, 1987, New York.
- 21) 仁木立:障害老人「自立」のための理念と条件-リハビリテーション医学の立場から-,利谷信義・大藤修・清水浩昭編『老いの比較家族史』所収,三省堂,1990年,P274
- 22) 自立生活運動の他、社会福祉政策や実践および運動の理念・原理のひとつとしてノーマライゼーション (ノーマリゼーションと表記される場合もある) がある。この概念は、1940年代後半、デンマークの精神薄弱者福祉の分野において保護者の運動の中から登場し、施設ケア中心から地域ケアや小規模グループホームへの転換を促進することとなった。その後、老人や非行少年、患者・犯罪者への処遇などにもに適用できる概念として拡大してきた。現在、この概念はわが国の障害者福祉の分野をはじめとして使用されている。
- 23) 砂原茂一: 『リハビリテーション』, 岩波新書, 1980年、P203
- 24) 上田敏: 『リハビリテーションを考える-障害者の全人間的復権』, 青木書店, 1983年, P47
- 25) 小島蓉子は、「自立生活を望む障害者には、あたり前の家庭生活と就労生活が等しく保障されるように社会・経済的基盤が、ノーマライズされるならば障害者のQOL自体も健常者と同等の指標で論議されうるであろう。それを実現させることが今日の社会リハビリテーションの課題」であると、QOL概念の国際的な検討過程を紹介しつつ論じている。

小島蓉子: クオリティ・オブ・ライフ (QOL) と社会リハビリテーション,総合リハビリテーション,第12巻4号,1984年(出典:社会保障研究所編『リーディングス日本の社会保障4 社会福祉』所収,有斐閣,1992年,P73)

- 26) 古川孝順: これからの社会福祉, 古川孝順・松原一郎・社本修編集『これからの社会福祉1 社会福祉概論』所収, 有斐閣, 1995年, P8
- 27) 富永健一:社会変動としての高齢化,金子勇・園部雅久編『都市社会学のフロンティア3変動・居住・計画』所収,日本評論社,1992年,P38
- 28) 金子勇:『都市高齢者と地域福祉』,ミネルヴァ書房,1993年、P173
- 29) 社会福祉法人全国社会福祉協議会,老人福祉施設協議会:『全国老人福祉基礎調查報告書』, 1988年, P143
- 30) 老人福祉法第2条および第3条に基本的理念が規定されており、第3条第1項に「老人は、 (中略)、社会的活動に参加するように努めるものとする。」とあり、第2項では「老人は、そ の希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられ るものとする。」としている。
- 31) 社会福祉法人全国社会福祉協議会,老人福祉施設協議会:前掲書,P144 当調査は1987年に実施されたもので,調査は5年に1回実施されるものとなっている。1992年 実施分の調査報告書においては,施設の社会化に関する設問構成が改訂され,「入所者の地域団 体等への参加」などの項目は削除されたため,文化祭・バザーなどの施設の行う行事を除いては, 入所者の地域との交流状況は不明である。
- 32) 菊澤康子:老人の福祉と住まい,小室豊允・菊澤康子編『老人と住まい』所収,中央法規出版,1988年,P5

- 33) 在塚礼子: ねたきり老人の居住環境について,老人室を中心とした基礎的考察,日本女子大学 紀要,26,1979年,P63-69
- 34) 片岡正喜:寝たきり高齢者のための住宅改善計画に関する研究,日本建築学会学術講演梗概集,1990年,P107-110
- 35) 水野弘之, 高谷ゆかり, 大前智恵子: 高齢者の住居安全に関する研究, 高齢者の住宅内事故の身体的・住居的要因について, 日本建築学会近畿支部研究報告書, 1985年, P381-384
- 36) 宮野道雄, 馬場良子:住宅内外における高齢者の日常生活事故に関する調査, 大阪市立大学生活科学部紀要, 36巻, 1988年, P151-158
- 37) 水野弘之: 高齢者が寝たきりとなる過程における住環境要因等に関する研究, とりわけ安全性について, 日本建築学会学術講演梗概集, 1987年, P725-730
- 38) 齋藤功子: 在宅要介護老人の日常生活に関わる居住環境等の研究, 奈良女子大学大学院修士論文, 1992年, P180
- 39) 中祐一郎, 林玉子, 小滝一正, 大原一興, 狩野撤, 前川佳史: 痴呆性老人の排泄ケア動線から みた平面計画の検討, 痴呆性老人専門介護施設の建築計画に関する研究, 日本建築学会計画系論 文報告集, 第459号, 1994年, P59-68
- 40) 梁金石,上野淳, 筧淳夫: 高齢者療養施設における看護・介護の業務分析,高齢者の療養環境の適正化に関する研究,日本建築学会計画系論文報告集,第470号,1995年,P85-93,
- 41) 足立啓, 荒木兵一郎:特別養護老人ホームにおける痴呆性老人への建築的対応, 老年社会科学, Vol. 12, 1990年, P199-213
- 42) 鈴木晃, 林玉子, 中祐一郎, 小滝一正, 外山義, 大原一興, 狩野徹:生活空間分離タイプの典型施設とその計画上の特性, 特別養護老人ホームにおける痴呆性老人の生活と介護に関する研究・その2, 日本建築学会学術講演梗概集, 1990年, P503-504
- 43) 足立啓, 荒木兵一郎: 図形特質に対する注視傾向, 痴呆性老人と視角情報探索行動に関する研究・その1, 日本建築学会計画系論文報告集, 第392号, 1988年, P52-59
- 44) 足立啓, 荒木兵一郎:屋内歩行時の視角誘導情報への痴呆性老人と精神薄弱者の注視に関する 実験的研究,日本建築学会計画系論文報告集,第439号,1992年,P55-63
- 45) 足立啓, 荒木兵一郎:動的誘導情報に対する注視傾向の検討, 痴呆性老人と視角情報探索行動に関する研究・その2, 日本建築学会計画系論文報告集, 第447号, 1993年, P43-49
- 46) 狩野徹, 江頭豊, 林玉子, 小滝一正, 中祐一郎, 外山義, 大原一興, 前川佳史: 痴呆性老人の認知機能および居室の把握状況, 痴呆性老人の空間認知に関する研究3, 日本建築学会学術講演 梗概集, 1995年, P119-122
- 47) 高阪謙次,ある準個室養護老人ホームの居室での住み方について,一人暮らし老人の住空間に関する研究・5,日本建築学会学術講演梗概集,1981年,P1015-1016
- 48) 在塚礼子, 陳翆玉: 老人の自立とすまい, 軽費老人ホームB型の実態からの考察, 日本建築学会学術講演梗概集, 1975年, P805-806
- 49) 橘弘志,外山義,高橋鷹志,古賀紀江:個室型特別養護老人ホームにおける個室内の個人的領域形成に関する研究,日本建築学会計画系論文報告集,第500号,1997年,P133-138
- 50) 柿沢英之,石井敏,長澤泰,山下哲郎:入所者のグループ形成とその特性に関する考察,個室型特別養護老人ホーの「集まり」に関する事例研究,日本建築学会計画系論文報告集,第493号,1997年,P153-159,

- 51) 児玉桂子: 老人居住施設環境評定尺度の尺度化とその有効性に関する研究,日本建築学会計画 系論文集,第366号,1986年,P53-60
- 52) 児玉桂子: 高齢者居住施設の建築条件と居住者の環境適応に関する研究・建築条件に対する居住者のクレームの分析,日本建築学会計画系論文集,第385号,1988年,P53-63
- 53) 児玉桂子: 高齢者居住施設の建築条件と居住者の環境適応に関する研究・居住者のモラールと 心理的苦痛に及ぼす建築条件の影響,日本建築学会計画系論文集,第390号,1988年,P77-85
- 54) 渡邊昭彦, 滝沢雄三:特別養護老人ホームの活気・落着きの空間探索画像からみた視認反応分析特別養護老人ホームの活気・落着きに関する研究 その1, 日本建築学会計画系論文報告集, 第499号, 1997年, P63-71
- 55) 井上由紀子,外山義,小滝一正,大原一興:高齢者居住施設における入居者の個人的領域形成に関する考察,住まいとしての特別養護老人ホームのあり方に関する研究,日本建築学会計画系論文報告集,第501号,1997年,P109-115
- 56) 在塚礼子:老人福祉施設の地域化と複合化に関する研究,日本建築学会学術講演梗概集,1979年,P943-944
- 57) 小滝一正, 荻田秋雄, 梅原将裕, 伊藤実:特別養護老人ホームの地域社会との関連, 社会福祉施設の社会化に関する調査研究, 日本建築学会学術講演梗概集, 1980年, P1247-1248
- 58) 小滝一正, 荻田秋雄, 山田博美:老人ホームの施設実態, 社会福祉施設の社会化に関する調査研究,日本建築学会学術講演梗概集,1981年,P1011-1014
- 59) 第和夫, 菅野貢, 湯田善郎, 本間敏行, 小野田泰明:老人福祉施設の社会化に関する基礎的研究, 空間解放とその規定要因, 日本建築学会学術講演梗概集, 1986年, P315-316
- 60) 大原一興,鈴木成文:軽費老人ホーム入所に至る要因と入所後の生活,日本建築学会計画系論 文報告集,第442号,1992年,P65-72
- 61) 鈴木浩, 斉藤芳徳, 中島明子:地域居住政策に関する研究(5), 在宅高齢者と軽費老人ホーム入居者の居住環境比較, 日本建築学会学術講演梗概集, 1997年, P273-274
- 62) 高橋徹, 林玉子, 小滝一正:歩行健常老人の日常徒歩外出行為と施設利用性状・歩行空間評価, 歩行健常老人の屋外における行動特性の研究(その2),日本建築学会学術講演梗概集,1984年, P1229-1230
- 63) 竹嶋祥夫:立地条件の違いによる高齢者の外出行動に関する研究,老年社会科学,第15巻第1号,1993年,P15-29
- 64) 無漏田芳信,安井孝信:高齢者の居住環境の改善に関する研究・その16,特別養護老人ホームの生活リハビリとADL変化,日本建築学会学術講演梗概集,1997年,P125-126
- 65) 川崎末美:軽費老人ホーム入所者の適応状況とその規定要因,社会老年学,No.35,1992年, P47-56
- 66) 下仲順子,中里克治,長谷川和夫:施設入居と老人の適応(2),人格機能面を中心にして,社会老年学,No.14,1981年,P49-64
- 67) 浅野仁,谷口和江:老人ホーム入所者のモラールとその要因分析,社会老年学,No.14,1981年,P36-48
- 68) 新野直明,川上憲人,森本兼襲,小泉明:老人ホーム入所者の生活満足度に関連する要因について,老年社会科学,Vol.10 No.1,1988年,P227-233

- 69) 長田久雄, 井上勝也:ホーム在住老人の孤独に関する心理学的研究, 社会老年学, No. 15, 1982年, P74-83
- 70) 竹川紘,山田由紀子,斉藤桂紀,杉山善朗:施設老人の施設適応度と性格傾向の関連,社会老年学,No.15,1982年,P84-91
- 71) 副田義也は、「老年などの社会学研究は、その展望を感じられるほどのまとまりをもっていない」とするとともに、近年の老年社会学の研究の内、老人ホームを対象とした研究に関し、「老人ホームにおけるプライヴァシーや自由の問題をとりあげた論文もなかった」と言及している。

副田義也:老年社会学の展望と批判,井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編集『岩波講座現代社会学成熟と老いの社会学』,岩波書店,1997年,P197-214

- 72) 河合千恵子, 下仲順子: 老年期における家族, 老人とその配偶者, 子世代, 孫世代についての心理学的アプローチ, 社会老年学, No. 31, 1990年, P12-21
- 73) 玉野和志: 団地居住老人の社会的ネットワーク, 社会老年学, No. 32, 1990年, P29-39
- 74) 岡村清子: 団地居住老人の余暇活動, 社会老年学, No. 33, 1991年, P3-14
- 75) 古谷野亘:団地老人におけるモラールと社会関係,性と配偶者の有無の調節効果,社会老年学, No. 35, 1992年, P3-9
- 76) 大原一興:高齢者の生活拠点移動に関する建築計画的研究(学位論文・東京大学), 1989年, P13